平成２４年（再イ）第１２号
岩手県北上市二子町鳥喰14番地20
再生債務者　鈴木　　雄
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月13日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（再イ）第５号
山形県鶴岡市藤島字笹花42番地54
再生債務者　齋藤　茂樹
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月13日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（再ロ）第２号
福井県敦賀市沓見128号８番地の15
再生債務者　濱野　耕一
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月13日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２４年（再イ）第６５号
東京都八王子市日吉町14番７―501号
再生債務者　藤井　理恵
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月11日まで
平成24年12月13日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再イ）第１９９号
愛知県小牧市春日寺１丁目１番地　航空自衛隊
再生債務者　松村　大樹
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月11日まで
平成24年12月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１号
石川県輪島市河井町３部157番地
再生債務者　坂角　敬子
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月14日まで
平成24年12月13日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（再イ）第４号
山形県最上郡戸沢村大字名高1593番地469
再生債務者　荒川真由子
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月15日まで
平成24年12月13日　山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（再イ）第４２号
千葉県八街市八街ろ165番地360
再生債務者　宇津木誠一
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月15日まで
平成24年12月10日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２８８号
北海道江別市元江別本町40番地の25
再生債務者　河内　幸晴
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月17日まで
平成24年12月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３１８号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番34号　Ｋｕｒａ天神山105号
再生債務者　佐藤　康彦
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月17日まで
平成24年12月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第７号
滋賀県長浜市元浜町22番６号
再生債務者　前川　朋紀
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月17日まで
平成24年12月13日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２４年（再イ）第５８号
広島市西区己斐大迫３丁目39番34号
再生債務者　西島　敬洋
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１０号
鹿児島県霧島市溝辺町麓1996番地12
再生債務者　阿部　竹光
1　決議に付する再生計画案　平成24年10月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月13日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第４２号
新潟県糸魚川市大字平425番地
再生債務者　利根川保治
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年８月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年12月13日　新潟地方裁判所高田支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第８７９号
大阪府高槻市西真上１丁目28番13号
再生債務者　本田　晴美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第２６号
宮崎市祇園１丁目115番地　多佳寿マンション104号
再生債務者　新村　重樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年12月12日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第４８号
埼玉県越谷市千間台東３丁目30番地10
再生債務者　松本欣一郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年12月12日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１４号
京都市右京区太秦野元町14番地の２　野元ハイツ101
再生債務者　宮田　和美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月15日まで
平成24年12月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

呼び込み公告

合併

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしましたので公告します（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。

第一合併及び第二合併の効力発生日はいずれも平成二十五年四月一日であり、甲及び乙、丙の株主総会の承認決議は平成二十四年十一月二十七日に終了しています。